

「大口社協訪問介護事業所」重要事項説明書

(愛知県指定 第2375300056号)

事業所は契約者に対して訪問介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員体制	1
4. 事業所が提供するサービスと利用料金	2
5. サービスの利用に関する留意事項	5
6. サービス実施の記録について	5
7. 緊急時における対応方法	6
8. 損害賠償保険への加入	6
9. 事故発生時の対応	6
10. 苦情の受付について	6

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人 大口町社会福祉協議会		
住所地	愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地		
電話番号	0587-94-0060 FAX 0587-94-0059		
代表者氏名	会長 大森 滋		
設立年月日	昭和 62 年 07 月 01 日		

2. 事業所の概要

種類	訪問介護事業所 平成 11 年 09 月 28 日指定 愛知県 2375300056 号		
目的	訪問介護は、介護保険法令に従い、契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的としてサービスを提供します。		
名称	大口社協訪問介護事業所		
所在地	愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地		
電話番号	0587-94-0060 FAX 0587-94-0059		
管理者	荒川 敏信	サービス提供責任者	石本 靖幸 ・ 林 志穂
事業所の運営方針	<p>事業所の訪問介護員等は、契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>		
利用者等の意見を把握する体制及び第三者による評価の実施状況等	<p>アンケート調査による利用者の意見等を把握する取組 福祉サービス第三者評価の実施</p>		
あり	なし	あり	なし
開設年月日	平成 12 年 04 月 01 日		
事業者が行っている他の業務	<p>総合支援訪問介護 平成 18 年 10 月 01 日 愛知県 2312500057 号</p> <p>総合事業訪問介護 平成 30 年 04 月 01 日 愛知県 2375300056 号</p> <p>居宅介護支援事業 平成 11 年 08 月 31 日 愛知県 2375300031 号</p> <p>通所介護事業 平成 12 年 02 月 29 日 愛知県 2375300189 号</p> <p>社会福祉全般</p>		
通常の実施地域	大口町全域		
サービス提供時間	年中無休 午前 7 時～午後 8 時 30 分		
営業日	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (祝日、12 月 29 日～01 月 03 日を除く)		

3. 職員体制(1) 職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1 人	
2. サービス提供責任者 (1 人以上) (訪問介護員再掲)	2 人	
3. 訪問介護員等 (常勤換算/ 2.5 人以上)	合計 (1) 介護福祉士 (2) ヘルパー 2 級 (3) 介護職員初任者研修 (4) 実務者研修	1 人 3 人 人 人 人 人
		9 人 3 人 3 人 人 人 人

(2) 職務の内容

- ア 管理者は、訪問介護員等の管理及び業務の管理を行います。
- イ サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行います。
- ウ 訪問介護員等（サービス提供責任者を含む）は、訪問介護サービスの提供にあたります。

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、契約者の自宅に訪問し、サービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付となる対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割・一部8・7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ア 身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- イ 生活援助 調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の援助を行います。
- ※ 契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定めます。

〈利用料金〉（契約書第9条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

介護保険給付対象サービス

ア 身体介護（入浴介助・排泄介助・食事介助・体位交換・通院介助等）

表示名	サービスに要する時間	基本料金 (単位)	利用料	1割負担 支払額	2割負担 支払額	3割負担 支払額
身体介護 0	20分以下	163単位	1,664円	167円	333円	500円
身体介護 1	20分以上30分未満	244単位	2,491円	250円	499円	748円
身体介護 2	30分以上1時間未満	387単位	3,951円	396円	791円	1,186円
身体介護 3	1時間以上1時間半未満	567単位	5,789円	579円	1,158円	1,737円
	1時間半以上（30分増ず毎）	82単位	837円	84円	168円	252円

イ 生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等）

表示名	サービスに要する時間	基本料金 (単位)	利用料	1割負担 支払額	2割負担 支払額	3割負担 支払額
生活援助 2	20分以上45分未満	179単位	1,827円	183円	366円	549円
生活援助 3	45分以上	220単位	2,246円	225円	450円	674円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65単位	663円	67円	133円	199円

○ 実施地域の大口町は地域区分7級地です。1単位10円が10.21円となります。

○ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、生活援助の利用料金は異なります。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の都合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- 早朝 (午前6時～午前8時) : 25%
- 夜間 (午後6時～午後8時30分) : 25%
- 2名の訪問介護員等が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意のうえ、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

例 2名の訪問介護員等でサービスを行う場合

体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いになります。この場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

（加算料金）

- ① 初回加算 (200 単位) 訪問介護計画を作成した契約者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自らサービスを行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
- ② 緊急時訪問介護加算 (100 単位) 契約者又は家族等からの要望に基づき、サービス提供者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にないサービス（身体介護）を行った場合
- ③ 生活機能向上連携加算 I (100 単位) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則許可病床数200床未満に限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体勢を構築し、助言をうけた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成（変更）した場合。当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーションのサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を定期的に行った場合。
- ④ 生活機能向上連携加算 II (200 単位) 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則許可病床数200床未満に限る）の理学療法士・作業療法士・言語療法士・医師が訪問して行う場合や利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職とカンファレンスを行った場合。
- ⑤ 口腔連携強化加算 (50 単位・1回/月) 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
- ⑥ 介護職員処遇改善加算 所定単位数にサービス別加算率（訪問介護は18.2%）を乗じた単位数で算定 介護職員の賃金改善に充当するために支給することにより介護職員の処遇改善を図る。
- ⑦ 特定事業所加算 II (所定単位数×10%) 介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算。

※加算率は、算定要件により変動することがあります。

※所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

（サービスの概要と利用料金）

介護保険給付の支払い限度額を超える訪問介護サービス介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを

利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 介護保険給付対象外サービス

ア 身体介護（入浴介助・排泄介助・食事介助・体位交換・通院介助等）

表示名	サービスに要する時間	利用料金(7級地)
身体介護 0	20分以下	1,664円
身体介護 1	20分以上30分未満	2,491円
身体介護 2	30分以上1時間未満	3,951円
身体介護 3	1時間以上1時間半未満	5,789円
	1時間半以上(30分増ず毎に)	837円

イ 生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等）

表示名	サービスに要する時間	利用料金(7級地)
生活援助 2	20分以上45分未満	1,827円
生活援助 3	45分以上	2,346円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	663円

平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

○ 早朝（午前7時～午前8時） : 25%

○ 夜間（午後6時～午後8時30分） : 25%

② その他のサービス

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 契約者から受領する費用の額（契約書第9条参照）

① 実施地域以外の利用で、サービスの提供に当たり訪問介護員等が自動車を使用した場合

ア 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 1回につき 250円

イ 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 1回につき 500円

② 契約者が通院介助等の利用に当たり、訪問介護員等の待ち時間等が生じた場合

ア 30分 300円

イ 30分を越える場合は、30分を単位として追加する。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

料金・費用は、1月毎に計算し、まとめて請求しますので、以下の方法でお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については、入金翌月の10日以降にお渡しします。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関（農協・銀行・信用金庫・郵便局）口座振替
サービスを利用した月の26日（祝日の場合は直後の平日）に、 指定する口座より振替させて頂きます。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○ 利用予定日の前に、契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金を支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

※ 利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料

- ※ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・自己負担相当額
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

予定していた訪問介護員等が体調不良等により訪問できない場合は、他の訪問介護員等が代わって訪問することがあります。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

ア 契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員等の交替を申し出ることができます。但し、契約者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

イ 事業所からの訪問介護員等の交替

事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

ア 定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

イ 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員等の禁止行為（契約書15条参照）

訪問介護員等は、契約者に対する訪問介護サービスの提供に当たり、次に該当する行為は行いません。
医療行為又は医療補助行為

- イ 契約者若しくはその家族等から金銭又は物品、飲食物の授受
- ウ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- エ 飲酒及び喫煙
- オ 契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- カ その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、契約者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、訪問

介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス終了日より5年間保存します。

(2) 契約者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、契約者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。
(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、契約者の負担となります。)

7. 事業継続に向けた取り組み

事業所は非常災害や感染症の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止への対策

事業所は利用者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるることのないように、虐待に関する正しい知識を持って適切な防止策を講じます。

虐待防止を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

9. 身体拘束の適正化のための措置

事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束による精神的、身体的な機能を奪う危険があるため、身体拘束等に関する正しい知識を持って適切な防止策を講じます。

身体拘束等に関する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

10. 感染症対策について

事業所は感染症の発生及びまん延しないように、また利用者・家族及び職員の安全の確保を講じます。

感染症の予防及びまん延の防止に関する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

衛生管理として職員の定期的な健康診断の継続、また事業所内の設備、備品等の管理に努めます。

11. ハラスメントの防止

事業所はサービス提供中に優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為等に対し、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境を築けるよう、ハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- (3) 性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

利用者及び家族等から故意に暴力等の法令違反、その他著しく常識を逸脱した場合は、サービス利用契約を解除します（契約書参照）。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

13. 損害賠償保険への加入（契約書第16条参照）

事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名 賠償責任保険

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当介護支援専門員及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

15. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）苦情の受付

サービス提供に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、契約者の記録開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

大口町社会福祉協議会	苦情受付窓口	(担当者)	石本 靖幸
	電話番号	0587-94-0060	FAX 0587-94-0059
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・12月29日～01月03日除く)	
	苦情解決責任者	(事務局長)	三輪 典幸

（2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいている。契約者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

氏名	連絡先	
笛山 恵子	大口町新宮一丁目 51番地	電話番号 0587-95-2960
原 幸子	大口町さつきヶ丘二丁目 306番地	電話番号 0587-95-4747

（3）行政機関その他苦情受付機関

大口町役場健康福祉部 長寿ふくし課	所在地	大口町伝右一丁目 35番地
	電話番号	0587-94-0051 FAX 0587-94-0052
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日及び12月29日～1月3日除く)
犬山市役所健康福祉部 高齢者支援課	所在地	愛知県犬山市大字犬山字東畠 36
	電話番号	0568-44-0326 FAX 0568-44-0364
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日及び12月29日～1月3日除く)
愛知県国民健康保険 団体連合会 介護福祉室	所在地	愛知県名古屋市東区一丁目 6番5号
	電話番号	052-971-4165 FAX 052-962-8870
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日及び12月29日～1月3日除く)

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

大口社協訪問介護事業所

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者

住 所 愛知県丹羽郡大口町

氏 名

印

代 筆 者

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)

代 理 人

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)